

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改

正

案

現

行

(職員の数等)

第五条 1及び2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分		員数
一	満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三及び四 略		
備考 略		

4及び5 略

(職員の数等)

第五条 1及び2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分		員数
一	満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三及び四 略		
備考 略		

4及び5 略